

監査告示第 14号

令和2年8月24日

鹿児島市監査委員	内	山		薫
同	小	迫	義	仁
同	山	口		健
同	長	浜	昌	三

平成29年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

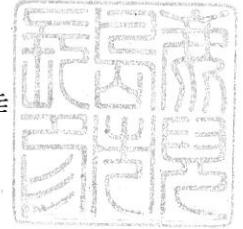
地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。



水経管第48号
令和2年8月17日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸



平成29年度包括外部監査の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成29年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措 置
第4部 指摘及び意見 4. 入札・契約業務について (2) 指摘及び意見 7) 随意契約の理由の明確化等について (意見) 一者随契の案件のうち、2号随契を適用しているものの、実際には5年に1回の入札周期で競争入札を行う形での運用を行っている案件があった。5年に1回の入札周期を設けること自体は、業務の質を確保しつつ、公正な競争の確保や適正な委託料実現の観点からは合理的な運用であるので、それを前提とした随意契約理由書の記載とすべきである。ただし、「5年」という期間について合理的な説明ができるようにしておくことが必要である。(P104)	水道局 下水道部 下水処理課	「錦江処理場ほか維持管理業務委託」については、令和2年度から業務内容を見直したことから、契約方法を随意契約から指名競争入札に変更した。

<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2)指摘及び意見 13)事業間で共通して発生する収入・支出の案分について (意見) 事業間で共通して発生する収入・支出の案分について、現状の方法は「予算執行運用基準」における収入支出の区分基準の定めに沿った方法とは言えない。同基準に沿った運用方針に改めるか、より合理的な基準があれば改訂の上、それに沿った運用とする必要がある。(P148)</p>	<p>水道局 総務部 総務課</p>	<p>令和2年度予算編成作業時において、予算執行運用基準における収入支出の区分基準の定めに沿った人数になるよう調整を行うとともに、令和2年4月1日付け人事異動の結果を踏まえ、同基準の定めに沿った人数とした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 10. ペットボトル水について (2)指摘及び意見 1)ペットボトル水の目的について (意見) ペットボトル水のラベルにおいて「水道水と同じ原水を使用していること」が判読しづらい。ラベルに「本ペットボトル水は水道水と同じ原水を使用していること」をはっきりと明記し、「水道水はおいしい」というより直接的なPRをすべきである。(P158)</p>	<p>水道局 総務部 経営管理課 水道局 水道部 配水管理課</p>	<p>PR方法について検討してきたが、製造会社の都合及び環境保全の観点により、令和元年度でペットボトル水の製造は終了することとした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 10. ペットボトル水について (2)指摘及び意見 2)ペットボトル水の事業効果の検証について (意見) 配布した事業課からのアンケート入手では、肯定的な意見となるのは自明のことである。本事業が本市の水道水回帰や水道事業への理解に本当に効果を発揮しているのか、他に有効な手法はないか等を、外部の意見も聞きながら検証することが必要である。(P161)</p>	<p>水道局 総務部 経営管理課 水道局 水道部 水道整備課 配水管理課</p>	<p>本事業の効果検証の有効な手法を検討してきたが、製造会社の都合及び環境保全の観点により、令和元年度でペットボトル水の製造は終了することとした。</p>